業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026 年９月 24 日開催　(労働金庫業界)]

１.「成長投資を促進するための金融戦略」について

○　2026 年７月 21 日、「経済財政運営と改革の方針 2026」、「日本成長戦略」、「地域未来戦略」等が閣議決定された。

○　金融庁関連の主な施策は、「日本成長戦略」に基づき同日に公表された、「成長投資を促進するための金融戦略」に盛り込まれている。

○　本戦略では、成長投資を支える官民双方の金融やインベストメントチェーンの機能強化を通じた「強い経済」の実現に向け、

①　17 の戦略分野等への成長投資を支える金融機関・市場の機能強化、地域金融力の強化、

②　企業の中長期的な企業価値向上に向けた成長投資を促進するためのガバナンス改革、

③　家計の安定的な資産形成の促進など、国民が経済成長の成果を最大限享受するための環境整備、

④　AI 時代を見据えたオンチェーン金融の推進など、金融インフラへの投資の促進、

といった施策を盛り込んでいる。

○　いずれも重要な施策であり、金融庁としては金融を通じて持続的な経済成長に貢献できるよう、重点的に取り組んでいく。

２. 金融行政方針の公表について

○　2026 年９月 15 日、2026 事務年度の金融行政方針を公表した。これは、金融庁が各事務年度において、重点的に実施する施策を明確化するものである。

○　2026 事務年度の金融行政方針は、2026 年７月に「成長投資を促進するた

めの金融戦略」が策定・公表されたことを踏まえ、金融戦略との記載の重複を避けつつ、補完が必要な項目を中心に作成したものであり、この方針に掲げた施策だけでなく、金融戦略に掲げられた施策の着実な具体化・実行にも取り組んでいく。

○　金融行政方針を端緒として、各労働金庫と課題認識等を共有し、かみ合ったコミュニケーションに繋げていきたい。金融庁の施策について、御不明な点、御懸念又は御提言があれば、金融庁にお問合せいただきたい。

３．NISA 口座の利用状況調査について

○　2026 年７月３日、NISA 口座の利用状況調査（2025 年 12 月末版）を公表した。NISA 口座数は、約 2,821 万口座、総買付額は約 71 兆円となった。あわせて、同日に都道府県別の NISA 口座の利用状況調査（2025 年 12 月末版）も公表した。

○　2026 年調査は６月末と 12 月末の年２回としており、引き続き御協力をお願いしたい。

４．2026 年度税制改正要望について

○　2026 年８月 31 日、令和９年度の税制改正要望項目を公表した。

○　主な項目としては、

・　「資産運用立国」の推進に向けた措置として、「NISA の利便性向上等」、「銀行等の投資専門子会社による中小企業への出資に関する特例措置」、「金融所得課税の一体化」、

・　子育て世代への支援に向けた措置として、「生命保険料控除制度の拡充の恒久化等」、

・　金融イノベーションの推進に向けた措置として、「特定信託受益権（信託型ステーブルコイン）に係る所要の措置」

を要望している。

○　今後、年末に向けて議論が本格化していくため、労働金庫業界においても、

引き続き、御協力をお願いしたい。

５．2026 事務年度の金融行政方針、監督・検査の方針について

○　2026 事務年度の金融行政の基本的な方針を示した「金融行政方針」を 2026 年９月 15 日に公表した。

○　本方針に掲げた内容を含め、2026 事務年度の監督・検査の方針等について、２点御説明する。

（１．監督・検査の着眼点）

・　金利上昇や企業の旺盛な資金需要等、金融機関を取り巻く環境が変化する中、金融機関の資金調達・運用等にも変化がみられており、こうした金融機関の行動変容について、金融システムの安定や利用者保護の観点等からモニタリングを行う。

・　例えば、預金獲得競争を背景に、従前にはなかった預金商品が提供されているほか、住宅ローンにおいても、例えば、従前よりも償還期間が著しく長い商品等が販売されている。こうした中で、預金者が預金の商品性などについて正しく理解できるような販売が行われているか、住宅ローン利用者の収入見込みなどに照らして適切なローンが組まれているか等について、利用者保護の観点から注意深くモニタリングを行う。

・　地域金融機関については、地域に求められる役割を持続的に発揮できるよう、資産・負債を一体的に管理するリスク管理（ALM）の運営状況を含め、その持続可能性を引き続き検証するほか、与信先の突発破綻事象も踏まえた与信管理や内部牽制等の実効性を確認する。特に、労働金庫を含む協同組織金融機関については、ガバナンス、法令等遵守及び内部管理の実効性のほか、有価証券運用の状況等を確認していく。

（２．金融庁の組織再編について）

・　金融庁では、「資産運用立国」の取組の深化やデジタル技術の進展への対応、金融機関に対するモニタリングの高度化等、金融行政を取り巻く環境変化にきめ細かく対応していくため、2026 年８月７日に組織再編を行った。

・　具体的には、総合政策局及び監督局を「銀行・証券監督局」及び「資産運用・保険監督局」に再編するとともに、監督総括審議官の下で両監督局が連携しながら監督行政を進めるなど、体制の強化を図っている。

・　各労働金庫の窓口については、これまでどおり、協同組織金融室や協同組織金融モニタリング室が担当する。

○　各労働金庫に対しては、引き続き、各種ヒアリングや意見交換等を通じて、具体的・積極的な対応状況等についてお伺いする。また、労働金庫連合会においては、労働金庫間や他の支援機関との結束点として、引き続きの支援をお願いしたい。

６.「成長投資を促進するための金融戦略」における地域金融について

○　金融行政方針は 2026 年７月に公表された「成長投資を促進するための金融戦略」との記載の重複を避けているが、金融戦略には、2025 年に公表した「地域金融力強化プラン」も踏まえ、投資銀行機能、メインバンク機能、地域への貢献力等から成る「地域金融力の強化」に関する施策も盛り込んでいる。こうした施策も通じ、地域金融機関が地域の「要」として地域企業の価値向上と地域課題解決に貢献できるよう後押ししたい。

７．令和８年７月～９月に発生した災害等への対応について

○　令和８年熊本地震並びに令和８年８月千葉豪雨、令和８年７月 17 日から 18 日にかけての大雨に伴う災害、令和８年８月 27 日からの大雨に伴う災害、令和８年台風第 24 号及び前線による大雨に伴う災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げる。

○　これらの災害等に関し、熊本県、千葉県、栃木県、富山県、石川県、福井県、鹿児島県及び愛知県内に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。

○　くわえて、令和８年熊本地震については、事業者への資金繰り支援の徹底等に向けて、2026 年７月 31 日付で、官民金融機関に対して関係省庁連名による要請を発出した。

○　各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

（参考）災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日　（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
○令和８年熊本地震			
熊本県	７月 28 日（７月 28 日）	九州財務局	７月 29 日
○令和８年８月千葉豪雨			
千葉県	８月 13 日（８月 13 日）	関東財務局	８月 14 日
○令和８年 7 月 17 日から 18 日にかけての大雨			
栃木県	７月 17 日（８月 20 日）	関東財務局	８月 21 日
○令和８年８月 27 日からの大雨			
富山県、石川県	８月 27 日（８月 27 日）	北陸財務局	８月 27 日
福井県	８月 29 日（８月 30 日）	北陸財務局	８月 31 日
○令和８年台風第 24 号及び前線による大雨			
鹿児島県	９月４日（９月５日）	九州財務局	９月７日
愛知県	９月８日（９月９日）	東海財務局	９月９日

８．外国人顧客対応にかかる留意事項・取組事例の改訂について

○　金融庁では、2021 年６月、外国人顧客に対する金融サービスの利便性向上に向けて、「外国人顧客対応にかかる留意事項」及び「外国人顧客対応にかかる取組事例」をそれぞれ公表し、各金融機関による円滑な口座開設や多言語対応の充実等の取組をより一層推進してきた。

○　そうした中、昨今の外国人の受入れ・共生を取り巻く環境の変化や、各金融機関における足元の外国人顧客対応の状況等を踏まえ、留意事項及び取組事例をそれぞれ改訂し、2026 年７月 31 日に公表した。

○　金融庁としては、マネー・ローンダリング（以下、マネロン）及びテロ資金供与対策は前提としつつも、外国人顧客の利便性向上に向けて、各金融機関が自らの取引顧客層や地域特性も踏まえ、外国人顧客対応に係る取組を一

層深化させていくことにより、業界全体の取組水準の更なる向上に繋がることを期待している。引き続きの御尽力をお願いしたい。

９．特定回収困難債権買取制度等の活用促進について

○　2011 年５月の預金保険法改正により、債務者又は保証人が暴力団員である等の特定回収困難債権、いわゆる反社債権の買取りを預金保険機構が行う「特定回収困難債権買取制度」が導入された。

○　制度開始以降、2026 年６月末までに、金融機関 101 先から累計 348 件、約 115 億円の債権買取りを決定しており、多くの金融機関に本制度を積極的に活用していただいているが、各金融機関においては、引き続き反社会的勢力との関係遮断に努めていただくとともに、仮に、反社債権の保有が判明した場合には、積極的に本制度の活用を検討していただきたい。

○　なお、特定回収困難債権の買取・回収業務は預金保険機構から委託を受けた整理回収機構（RCC）が行っているが、RCC では債権の買取・回収業務以外に、地域経済活性化支援機構や中小企業活性化協議会では対応困難な事業再生案件への支援にも注力している。各金融機関においては、RCC の事業再生支援制度の活用も選択肢の一つとして検討していただきたい。

10. 株式会社全東信の破産手続開始を踏まえた対応について

○　株式会社全東信の破産手続開始の影響を受け、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、2026 年７月 10 日に、関係省庁連名により、事業者に寄り添ったきめ細やかな資金繰り支援の徹底等に向けた要請を発出した。

○　各金融機関においては、本要請の趣旨を踏まえ、事業者への対応に万全を期していただくようお願いしたい。

11. 価格転嫁・取引適正化に向けた対応について

○　2026 年６月１日、「第５回中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議・第３回賃上げに向けた中小企業等の活力向上に

関するワーキンググループ合同会議」が開催され、価格転嫁・取引適正化を阻害する商慣習が取り上げられた。

○　また、2026 年６月 26 日、中小企業庁より、価格交渉促進月間（2026 年３月）フォローアップ調査結果が公表され、金融・保険業の価格転嫁率は 56.5%（全 32 業種中 11 位）であった。

○　各金融機関においては、物価上昇を上回る賃上げを実現・定着させるべく、引き続き、価格転嫁・取引適正化に向けて適切に対応していただきたい。

12. 認知症サポーター養成の推進等について

○　各金融機関においては、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」や「認知症施策推進基本計画」等を踏まえ、認知症の方に寄り添った金融サービスの提供等に努めていただいた。

○　特に、同基本計画において取り組むこととされている「認知症サポーターの養成の推進」については、2026 年６月末日時点の認知症サポーター数は、各金融機関のサポーターを含め全体で約 1,721 万人であった。2025 年同時点（約 1,635 万人）より約５%増と着実に増加しており、共生社会の実現の推進に向けた一層の取組を期待している。

○　2026 年９月は、同法に基づく「国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるため」の認知症月間、また、2026 年９月 21 日は認知症の日である。各金融機関においては、「認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう」、引き続き、認知症の方に対する必要かつ合理的な配慮に努めていただきたい。

13. 身寄りのない高齢者等に関する適切な対応について

○　高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（2024 年６月に策定）については、2024 年９月の意見交換会においても、高齢者等終身サポート事業者が高齢者本人の代理人として手続を行う場合において、顧客利便の観点も踏まえて適切な対応をお願いしたい旨、周知した。

○　その後、金融機関からは、代理人として活用する観点からは、優良な事業

者であることを認定する仕組みの導入等が活用の後押しになるとの声が聞かれる。

○　こうした点について、

・　2025 年に設立された高齢者等終身サポート事業者の事業者団体において、利用者が不安なく事業者を選択できる仕組みの構築のため、厳格な審査を通じて優良事業者を認定する制度を検討中であるほか、

・　2026 年６月 19 日に成立した改正社会福祉法において、身寄りのない高齢者や判断能力の低下が見られる者に対し、日常生活支援や入院・死後事務などを無料又は低額な料金で提供する事業が新たに「第二種社会福祉事業」に位置付けられるなど、

高齢者等をサポートする事業の質の向上を目指す動きが進んでいる。

○　くわえて、政府では、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（骨太方針 2026）において、身寄りのない高齢者等の支援に取り組む旨を掲げた。

○　金融機関においては、遺言書作成や相続手続等を引き受ける信託商品など、既に様々なサービスを提供していると承知しているが、このような動きも踏まえ、高齢者等の安全性・利便性の向上に資する取組をお願いしたい。

○　また、高齢者等に対する日常生活支援において、支援者・被支援者間で買物費用の立替などに伴う現金授受を行う場合、授受の記録が残らないことに起因して

・　支援者から架空請求をされるケース

・　支払状況の認識をめぐるトラブル

などが発生する懸念がある。

○　金融機関においては、このようなトラブルを未然に防ぐため、入出金のたびに家族などへ通知がされ見守りできる口座サービスなどを提供するほか、高齢者等終身サポート事業者と提携して日常生活支援サービスを提供する際には、口座振替を含むキャッシュレスで金銭の授受を行うなどの工夫をお願いしたい。

（参考１）高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（2024 年６月、抜粋）
第３　契約の履行に当たって留意すべき事項
２　提供するサービス内容ごとの留意事項

（３）　日常生活支援サービス

○　高齢者等終身サポート事業者が、日常生活支援サービスを実施する場合の留意点は以下のとおりである。

・　日常生活支援サービスについては、利用の都度費用が発生するものもあるため、実施したサービス内容や費用等について記録を残しておくことが重要である。

（参考２）骨太方針 2026（2026 年７月 21 日閣議決定、抜粋）

第２章　日本の成長力強化と安全・安心の確保

１.「強い経済」の実現

（４）人材力の強化・人材総活躍

（人材総活躍・誰一人取り残されない社会の実現）

若者や女性を含めた労働者の「働きがい」と「働きやすさ」の向上に向けて、男女間賃金差異の是正等に向けた職場の雇用管理上の問題への対応、「成長戦略」分野における女性活躍、仕事と育児・介護等との両立支援、性差に基づく健康問題への対応、女性の活躍を阻む固定的な性別役割分担意識等の解消等について、関連する基本計画等に基づく取組を強力に進める。「地域働き方・職場改革」等を通じて地方公共団体の関連する取組も後押しする。さらに、就職氷河期世代等の就業・処遇改善や社会参画を促すため、「新たな支援プログラム」の実施に取り組む。

誰一人取り残されない社会を目指し、孤独・孤立対策として、「重点計画」に沿って「予防」の観点を重視した居場所・つながりづくり等の対策に取り組む NPO 等を支援する。また、新しい成年後見制度の適正な推進や地域の権利擁護支援体制の確保を図るとともに、身寄りのない高齢者等、ひきこもりや困難な問題を抱える女性の支援、生活困窮者自立支援制度や自殺対策など地域共生社会の推進、障害者の自立及び社会参加等のための施策に取り組む。旧優生保護法補償金等の支給を着実に進める。

社会課題の解決に向けて、休眠預金等活用制度等を通じた NPO 法人の支援、公益法人・信託による公益活動の促進、PFS の普及に取り組む。

14. 見守りネットワークへの参画促進について

○　2026 年６月 11 日、消費者庁と連名で消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）への参画をお願いする周知文を発出した。

○　認知症や一人暮らしの高齢者、障がい者などを狙った犯罪被害の拡大が懸念される中、金融機関が参画している見守りネットワークは全体の約２割となっている。

○　見守りネットワークの構成員間では、消費者安全法上、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の共有が可能となっており（参考）、

・　地域金融機関の窓口職員が認知症対応支援講座を受講して、認知症高齢者などの早期発見や消費者トラブルの未然防止に貢献している、

・　生命保険会社が、顧客宅訪問時にひとり暮らし高齢者の異変を察知し、行政・警察への連絡や相談窓口の案内を実施する

など、見守りネットワークに加盟して積極的な取組をしている金融機関もあると承知している。

○　こうした現状を踏まえ、金融機関においては、支店などが所在する各地域において、見守りネットワークへの参画を積極的に検討していただきたい。

○　あわせて、地域住民との接点を活かして窓口対応・顧客訪問時に注意を呼び掛けるなど、引き続き消費者被害の防止に御協力をお願いしたい。

（参考）消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（抄）
（協議会の事務等）
第十一条の四　協議会は、前条の目的を達成するため、必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行うものとする。
２　（略）
３　協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成員が行う消費者安全の確保のための取組に関し他の構成員から要請があった場合その他の内閣府令で定める場合において必要があると認めるときは、構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
４　（略）

15. FSA Analytical Notes －金融庁データ分析事例集－について

○　2026 年 7 月 17 日及び 31 日、金融庁は「FSA Analytical Notes－金融庁分析事例集－」を公表した。今回のレポートでは労働金庫に関連するテーマとして以下の四つを扱っている。

①　スタートアップ企業における VC 投資と銀行融資の関係：資金調達の順序と構造に関する分析

②　地域銀行の住宅ローンにおける気候関連リスク分析の試行

③　企業デフォルト率推計モデル構築に向けた分析

④　預金動向の実態把握及び預金残高の変動要因に関する定量的分析の試行

○　特に④について、目下の金利変動は預金をはじめとして金融機関の資金調達及び運用の双方に様々な影響が及び得るため、金融機関においては、預貸金の収益性のみならず、有価証券運用や流動性の観点も含め、ALM に一層留

意することが求められている。金融庁としては、各種データに基づく分析も活用しながら預金動向の趨勢や金融機関の収益性、及び ALM の状況等について引き続き注視していく。

（参考）今回公表したレポートの概要
【７月 17 日公表】
① スタートアップ企業における VC 投資と銀行融資の関係：資金調達の順序と構造に関する分析
② 地域銀行の住宅ローンにおける気候関連リスク分析の試行
公表ページ：FSA Analytical Notes（2026.7）vol.1 の公表：金融庁
【７月 31 日公表】
③ 企業デフォルト率推計モデル構築に向けた分析
④ 預金動向の実態把握及び預金残高の変動要因に関する定量的分析の試行
公表ページ：FSA Analytical Notes（2026.7）vol.2 の公表：金融庁

16. AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策の強化について

○ 2026 年７月 31 日、第６回サイバーセキュリティ戦略本部において、金融分野を含む重要インフラ事業者等において分野横断的に講ずべきサイバーセキュリティ対策の指針となる「重要インフラ統一基準」が決定された。同本部では、AI 性能の高度化を踏まえた政府全体のサイバーセキュリティ対策パッケージである「Project YATA-Shield」の取組も示された。

○ 金融庁としては、2026 年５月にフロンティア AI による脅威変化を踏まえた短期的な対応について要請を行っており、本要請に関する考え方等を整理した補助文書を３回に分けて発出している。金融機関においては、これらの補助文書も参考にして、短期的な対応を着実かつ早急に進めていただきたい。

（参考）
６月 12 日：要請文の「②優先的に対応すべきサービス／IT システムを特定する」について補助文書その１を発出
７月３日：要請文の「⑥パッチ適用プロセスをリスクベースにする」について補助文書その２を発出
７月 10 日：要請文の「⑤ベンダーとの維持保守契約の内容を確認する」及び「⑧優先サービス／IT システムの停止に備える」について、補助文書その３を発出

○ さらに、2026 年７月には、サイバーセキュリティ対策強化に向けた取組の一環として、サイバーセキュリティに関する自己点検シート（サイバーセキュリティセルフアセスメント（CSSA））を、業界団体を通じて各金融機関に送付し、自己評価の実施を依頼している。今回の CSSA には、2026 年５月 22 日に発出した要請文を踏まえた設問を含んでいるため、自組織の対応状況を十

分に確認の上、適切に回答していただくようお願いしたい。

17.「金融分野における IT レジリエンスに関する分析レポート」の公表等について

○　2026 年７月 30 日に、「金融分野における IT レジリエンスに関する分析レポート」を公表した。

○　金融業界における IT の複雑化、サードパーティへの依存の高まり、サイバー攻撃の高度化等を背景として、金融機関の経営、ひいては金融システムの安定に影響を及ぼし得るリスクが一層高まっている。

○　経営陣においては、本レポートも参考に、IT リスク及びサイバーリスクを経営上のトップリスクとして認識し、自組織のガバナンス、管理態勢、投資、人材育成並びにサードパーティリスク管理について不断に見直し、その実効性を継続的に高めていただきたい。

○　また、各種対策を講じていたとしても、なお障害又はインシデントは発生し得るとの前提に立ち、IT レジリエンスを強化する必要がある。

○　金融庁としては、金融機関の自助及び金融業界の共助を促進するとともに、検査・モニタリングに加え、意見交換、情報共有、ガイダンスの提供、演習等の機会の提供といった公助の取組を推進していく。

18. 不正利用口座の情報共有枠組み創設に伴う犯罪収益移転防止法施行規則の公布等について

○　「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（2025 年４月 22 日犯罪対策閣僚会議決定）において、預金取扱金融機関間で不正利用口座に係る情報を共有する枠組みの創設について盛り込まれたことを踏まえ、預金取扱金融機関が不正利用口座に係る情報共有を行い、犯罪収益移転防止のために必要な措置を講じるよう努めること等を「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」及び監督指針に規定するための改正を行い、2026 年６月 26 日に公布・公表した。

○　施行及び適用は、実際に不正利用口座に係る情報共有が開始される 2027 年４月１日である。

○　口座不正利用対策に抜け穴が生じないよう、原則としてすべての預金取扱金融機関が情報共有枠組みに参加するとともに、各金融機関が有する不正利用口座に関する正確な情報を速やかに提供し、かつ、他の金融機関から提供を受けた情報を速やかに整理・分析して適切なリスク低減措置を講じることが強く期待される。

19.「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題(2026 年７月)」の公表について

○　2026 年７月３日、「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2026 年７月)」を公表した。

○　マネロン等対策については、2024 年３月末の態勢整備期限を過ぎて、ほぼ全ての金融機関において基礎的な態勢整備を完了しており、金融活動作業部会（FATF）第５次対日相互審査も見据え、直面するリスクに応じて継続的に態勢を高度化することが重要である。金融庁も、2025 事務年度より検査等において各金融機関における有効性検証の取組状況を確認してきており、本レポートでは確認された課題事例等について紹介している。

○　金融犯罪対策については、被害状況が年々、深刻な状況となっている中、金融機関においては、他の金融機関や警察との情報共有・連携が重要となっており、こうした連携に係る取組等について記載している。

○　各金融機関においては、本レポートも参考に、自らのマネロン等対策・金融犯罪対策の高度化に取り組んでいただきたい。

20.「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2026」について

○　金融庁においては、資産運用サービスを提供する様々な金融機関について業界横断的なモニタリングを実施し、その結果を、2026 年７月 24 日に「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2026」として公表した。

○　今回のレポートでは、資産運用会社のミドル・バックオフィス業務や信託銀行の資産管理業務の高度化、企業型 DC・iDeCo の運営環境の改善、PE ファンドの資金調達や投資環境に関する現状と課題などを取り上げている。

○　労働金庫に関連するポイントは、次のとおりである。

・　運営管理機関等が、加入者等の最善の利益に配慮しつつ、安定的かつ質の高い DC サービスを継続的に提供していくためには、制度・業務運営の効率化を通じた持続可能なビジネス構造の確立が重要である。政府における、制度の効率化・シンプル化に向けた大胆な改革の検討と併せて、運営管理機関等においては、高コストな業務の洗い出しや制度改善の提案を行うとともに、運営面でも、例えば、レコードキーパーが複数あることが加入者等にとってプラスかという点に留意しつつ、中長期的なあるべき姿や必要な対応について、業界全体で深度ある検討をお願いしたい。

○　各金融機関には、資産運用サービスの高度化に向け、本レポートを参考に、深度ある分析・検証を行い、必要に応じて、改善を検討していただきたい。金融庁としても、対話等を通じてその進捗状況等を継続的にフォローアップしていく。

21. 2026 年９月 G20/G7 財務大臣・中央銀行総裁会議における主な議論について

○　2026 年８月 31 日から９月１日にかけて、米国・アシュビルにおいて G20 及び G7 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。両会合における主な内容を紹介する。

・　AI について、G7 では、フロンティア AI の急速な進展への対応について議論が行われた。片山大臣からは、脆弱性への対応に当たっては優先順位の特定が重要であること、多層防御等の基本的なサイバーセキュリティ対策を着実に進めることが重要であること、開発・検証時における安全装置（ガードレール）について早急に議論を深めることが重要であることなどを指摘した。

・　G20 では、議長総括において、金融セクターにおける AI の健全な導入の重要性が強調された。本件について、金融安定理事会（FSB）は 2026 年６月に市中協議報告書を公表しており、組織全体の AI ガバナンスや AI の開発から運用までのライフサイクル管理に適用できる 12 の健全な実務慣行を提示した。今回の G20 議長声明も、市中協議報告書の最終化への期待を明記している。

・　デジタル資産については、ステーブルコインなどデジタル金融のイノベーションが幅広い経済成長を支え、その担い手として民間セクターが重要な役割を果たすとの考え方を示した。同時に、金融安定やAML/CFTを確保し、通貨・決済システムへの信認を維持することの重要性も確認された。

・　「現代化」については、強固で持続的な経済成長を支えるため、金融安定性を確保し、金融システムの強靭性及び効率性を促進することにより、規制監督上の枠組みの現代化にコミットしていることが確認された。今後、FSBから本論点に関する市中協議報告書が公表される予定である。

・　金融リテラシーと詐欺対策については、以下のとおりとされた。金融リテラシーは家計の健全性やウェルビーイングの基盤と位置付けられた。2026年春のG20関連イベントで片山大臣が発信した「全てのライフステージに応じた金融教育」という考え方を反映する形で、高齢者を含むあらゆる世代に向けた金融教育を拡大することの重要性が強調されている。くわえて、金融教育が資産形成等のためだけでなく、デジタル技術の悪用等により急増する詐欺対策の重要な手段であることも強調された。

○　いずれのテーマにおいても、イノベーションによる経済成長の実現と、金融システムの安定の確保の双方を達成することが重要である。これらは相互補完的であるとの認識のもと、今回のG7・G20で示された方向性も踏まえ、引き続き、各金融機関の意見を伺いながら国際的な議論に貢献していきたい。

（以　上）